

札幌市持続可能な学校給食提供の在り方検討会議設置要綱

制定 令和 7 年 3 月 25 日

教育長 決 裁

（目的）

第 1 条 本市の学校給食調理校における給食室の老朽化や、本市における将来推計人口の見通しを踏まえた課題へ対応するため「札幌市学校施設維持更新基本計画（令和 6 年度改訂）」に基づき、持続可能な学校給食提供の在り方を検討するため、教育委員会に持続可能な学校給食提供の在り方検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

2 検討会議は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

（検討内容）

第 2 条 検討会議での検討内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 持続可能な学校給食提供の在り方について
- (2) その他必要な事項

（組織等）

第 3 条 検討会議は次に掲げる者で構成する。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 札幌市立小学校長 | 1 名 |
| (2) 札幌市立中学校長 | 1 名 |
| (3) 栄養教諭 | 1 名 |
| (4) 調理員 | 1 名 |
| (5) 保護者代表 | 2 名 |
| (6) 公益財団法人札幌市学校給食会代表者 | 1 名 |
| (7) 公益財団法人北海道学校給食会代表者 | 1 名 |
| (8) 学識経験者 | 若干名 |

（任期）

第 4 条 構成員の任期は、委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、途中交代した際の後任者の委嘱期間は前任者の委嘱期間を引き継ぐものとする。

（議長等）

第 5 条 検討会議には、議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長共に事故があるときは、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

（謝礼）

第6条 委員が会議に出席した場合には、日額 12,500 円（税込み）の謝礼を支給する。

2 委員が参集して会議に参加した場合の交通費は実費弁償とする。

3 第1項及び第2項の規定は、本市職員（教職員を含む）には適用しないものとする。

（会議録の公開）

第7条 検討会議開催後は、会議録を作成の上公開することとする。ただし、児童生徒等の個人情報に関わる内容については、非公開とする。

（守秘義務）

第8条 構成員で検討会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
また、構成員の職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会総務部学校給食課において行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、学校支援担当部長が別に定める。

附 則

（施行期日） この要綱は、令和7年4月1日から適用する。